

2 0 2 4 年 度

安全保障輸出管理調査報告書

貨物・技術編

2 0 2 5 年 3 月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

**CISTEC**

## はじめに

この1年間、世界の安全保障情勢は引き続き複雑であり、また内外で経済安全保障に関連した規制強化も相次ぐなど、産業界にとって難しい判断・対応が求められました。

世界の状況を俯瞰してみますと、まず本年1月に発足した米国の第2次トランプ政権の動向が注目されるどころです。

アメリカ第一主義が前面に出され、その政策や大統領自身の言動が世界を大きく揺り動かす状況になっています。米中関係がどうなるのか、ロシアによるウクライナ侵攻の行方がどうなるのか、中東情勢がどうなるのか、更には同志国であるはずのEU等との関係がどうなるのか、いずれも予測が困難で、バイデン政権下の状況とは大きく変わり、不透明性、不確実性が高まっているように強く感じられます。

トランプ政権は関税を武器に米国の優位性を取り戻し、製造業の回帰・強化を指向し、それらの関連措置を先行させていますが、1月20日に公開された「アメリカ・ファースト政策」では、輸出管理に関する評価検討の指示も大きな柱となっています。そこでは、輸出管理体制につき、戦略上の敵対者・地政学的ライバルその他の国家安保等の考慮すべき動向を踏まえて修正を助言するよう所管省庁に求めています。具体的には、米国の技術的優位性の維持・獲得・強化方法、既存の輸出規制の抜け穴の特定と排除方法、輸出管理措置の外国による遵守奨励メカニズムの評価等が課題として示されています。評価を踏まえた提言は、4月1日までに提出することとされており、その内容によって、具体的な政策が見えてくるものと思われま

す。政権の主要メンバーには対中強硬派が多く、米国識者等からは対中規制強化はAIや半導体等の分野にとどまらず、「Small yard High fence」の考えを変えるのではないかという指摘も出てきており予断を許しません。従来よりも更に広範な強い規制が発動されることになるのか注視する必要があると思われま

す。中国においては、輸出管理法や反外国制裁法、輸出禁止・輸出制限技術リスト等の国家安全法制が整備され、それらに基づき、鉱物資源を含む重要物資や技術、重要データの輸出、海外移転について規制をかける動きが強まっています。

輸出管理法に基づく再輸出規制を米国並みに運用できる法整備もなされ、米国の防衛関連企業や、中国と競合する米国企業等に対して中国原産品に係る再輸出規制も含めて禁輸措置を発動するなど、我が国を含む西側諸国の国際サプライチェーンにも大きな影響を及ぼしつつあります。従来の対抗・報復措置は、どちらかと言えば象徴的なものでしたが、相手に痛みを与えるような実効的なものに移行しつつあります。

その中で、米国規制により中国企業を差別的に扱ったことを理由として、独禁法も含めて

企業にペナルティを科す動きが出てきており、日本企業も米中間の板挟みとなる局面が生じる可能性が懸念されるところです。

また、データ安全法や改正反スパイ法、改正国家秘密保守法等により、輸出管理関連情報を含めてビジネスに必要な通常の経済データ、企業データの入手も難しくなるなど、ビジネス環境上の制約が増してきています。

ロシアによるウクライナ侵攻に対しては、G7 諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁を集中的に講じてきました。迂回輸出によりロシアの武器等に利用されている **Common High Priority List** を作成し、西側諸国から第三国経由の迂回防止策も実施し、更なる制裁の効果を高める措置をとってきました。

しかしながらトランプ政権は発足直後から、ロシア・ウクライナ停戦に向けて従来とはまったく異なるアプローチを取る動きを進めつつあり、EU 主要国に対する批判も繰り返すなど、これまでの G7 ベースでの西側同志国連携による対応が継続できるのか、不透明さが増してきています。

その他、中国、北朝鮮の核ミサイル能力の拡大、ロシアと北朝鮮の軍事同盟締結及びイラン、中国等との関係強化などのほか、中東情勢についても、パレスチナのガザ地区を巡る混乱やシリア政権崩壊に伴う情勢の変動なども、国際的な安全保障面での影響が注視されるところです。

これまで、各国とも産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化しているところであり、我が国においても、昨年経済産業省の組織改編により、貿易経済協力局が「貿易経済安全保障局」に改組されています。

加えて、昨年 4 月の安全保障輸出管理に関する産構審小委員会の提言を受けた諸施策が、CISTEC の関係委員会とも密な意見交換を経て整備されてきています。技術管理強化のための官民対話スキームの構築は対外投資規制の側面もありますし、通常兵器キャッチオール規制の客観要件の拡大、国際レジームを補完する加盟国連携による合意や、半導体製造関連等の特定の技術を保有する同志国間での協議に基づく規制も追加されるなど、輸出管理対象としてカバーする必要がある範囲が従来よりも大きく広がってきました。

今年度の貨物部会傘下各専門委員会の活動は、このような大きな変化が起こっている状況下で行われました。この活動の中で、レジーム反映とは異なる同盟国・同志国規制を具体化するリスト改正についてパブリックコメントを提出したほか、生物兵器製造装置関連規制、合金製造用装置の部分品規制、火薬類の解釈、ステルス技術の規制対象について、明確化要望を提出しました。また輸出管理品目ガイダンスやパラメータシートの改訂、分野別研修会開催等を行ってきました。

本報告書は1年間にわたるこうした委員会活動の内容をまとめたものであり、各企業の輸出管理の参考となれば幸いです。今後も輸出管理を取り巻く国内外の環境の変化は一層激しいものになることが予想されますが、官民の適切な役割分担の下に、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存です。

最後にあらためて、部会活動にご尽力頂いた貨物部会及び専門委員会、分科会の委員並びに我々の活動にご指導とご協力を頂いた経済産業省の皆様に対して厚く御礼申し上げます。

2025年3月3日

安全保障輸出管理委員会

貨物部会 部会長 山本 克也

# 第1章 総括

# 1. 活動方針と主要課題

2024年6月6日に、下記の活動方針と主要課題を決定し、活動を推進してきた。

## 1. 1 活動方針

世界の安全保障情勢は引き続き激動が続いており、一層複雑で不透明な状況となっている。

ロシアによるウクライナ侵攻は3年目に入り、G7諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁をロシア・ベラルーシに対して講じてきたが、その実効性が問われている。今後引き続き西側諸国によるウクライナ支援は継続される見通しとなったが、今後も厳しい状況が続くものと思われる。

そのような中で、最近ではロシアの武器製造に寄与している可能性の高い西側の電子部品の第三国経由の迂回輸出をいかに防ぐかにも注目が集まっている。ロシアとイラン、中国、北朝鮮等との関係強化の懸念も生じている。ロシアを支援することになる取引決済を担う非米国金融機関への制裁の動きもみられ、今後も制裁や輸出規制の拡大の可能性に注意を払う必要がある。

また、中東では、パレスチナのガザ地区でのイスラエルとハマスとの対立・交戦による緊張が、関係する主要国の利害が交錯し、複雑な情勢となっている。

北朝鮮の核・ミサイル開発も、数多くの実験が継続する等その脅威は増大しているが、国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアや中国、更にはイランとの連携の動きも顕在化しているほか、国連の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルの活動が停止する事態になっているなど、懸念される状況となっている。

台湾に関しても、民進党政権が発足したが、中国による圧力が増し、台湾周辺海域での軍事演習や南シナ海（公海）での管轄権主張など、従来以上に緊張が高まっている。

他方、中国においては、輸出管理法やデータ安全法、輸出禁止・輸出制限技術リスト等に基づき、重要物資や技術、重要データの輸出・海外移転について規制をかける動きが強まっており、我が国を含めたサプライチェーンに影響を及ぼしつつある。また、輸出管理関連情報を含めてビジネスに必要な情報が取りにくくなり、施行された改正反スパイ法や改正中国保守国家秘密法等、「総体国家安全観」に基づく規制が行われ、ビジネス環境への懸念が増している。香港においても、香港基本法に基づく新たな国家安全維持条例が異例のごく短期間の審議で成立し、中国本土並みの国家安全法制が適用されることとなった。

このような非常に混迷を深める安全保障を巡る国際情勢を踏まえ、各国とも産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化している。

米国では、トランプ政権以降、軍民融合や人権侵害、力による現状変更等の動きを強める中国に対して、禁輸や金融制裁などの措置を多々打ち出してきている。バイデン政権でも中国との対話を指向しつつも、“Small yard High fence” との考え方の下、半導体関連や新興技

術などを中心に嘗てない厳しい規制強化措置を打ち出している。また、再輸出規制や金融面からの規制拡大の動きが目立ってきている。米国議会は超党派で中国に対する強硬姿勢を一層強めつつある。次期大統領選も睨み、予断を許さない状況となっている。

我が国においても経済安全保障推進法に基づく一連の措置が具体化され、直近ではセキュリティ・クリアランス制度の整備に関する法案が国会で成立した。

経済産業省においては、令和6年度の改革で現在の貿易経済協力局が改組され、「貿易経済安全保障局（仮称）」となる予定と発表されている。

輸出管理に関しては、去る4月24日に産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会の中間報告が公表されたが、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」との認識の下、重層的な同志国連携、補完的規制や技術管理の強化など、当面の喫緊の課題への対応のための措置の提言とともに、従来型の不拡散型管理の実効性の検証と抜本的検討、刻々変化する状況を踏まえた新たな貿易管理のあり方の検討、外為法の目的や制度体系のあるべき姿の検討など、今までにない踏み込んだ提言が出されたところである。現在、輸出管理は大きな転換期に立っていることがひしひしと感じられる。

今年度は、この提言に基づく制度改正が見込まれるが、その際、産業界としては、明確性、予見可能性、レベルプレイングフィールド原則、実効性・効率性の確保といった基本的な諸点が確保されるよう求めていく必要がある。

当部会としても、以上のような環境認識と課題意識をしっかりと共有し、以下の主要課題に取り組む。

## 1. 2 主要課題

- (1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言
  - ・我が国と欧米諸国における貨物・技術規制の法制度及びその運用・解釈等の差異から生じる具体的問題の把握と改善策の提言
  
- (2) 企業の輸出管理の適正化・効率化に関する調査、検討並びに支援
  - ・各種輸出管理品目ガイダンス、パラメータシート等の整備、充実、タイムリーな発行
  
- (3) 国際レジームにおける貨物・技術の規制内容に関する調査、検討及び提言
  - ・ワッセナーアレンジメント等の規制品目の合理化、適正化提言
  - ・解釈の明確化提言
  - ・昨年度以前の提言項目のフォローアップ
  
- (4) 大量破壊兵器、通常兵器等関連物資の技術と応用面の調査、分析、海外における技術動向の調査
  - ・米国を中心に軍事上重要な先端技術等とその応用についての資料収集、調査
  - ・欧米、アジア主要国の貨物・技術規制の運用実態の調査等
  - ・主要貨物・技術のフォーリンアベイラビリティの調査等

## 2. 活動成果

決定された活動方針・主要課題に基づき、各専門委員会及びその分科会にて活動方針、主要課題、活動計画を策定し、本年度の活動を進めてきた。

以下に、ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会、素材専門委員会、材料加工専門委員会、エレクトロニクス専門委員会、情報通信専門委員会、センサー・レーザー・航法専門委員会の活動成果を総括して示す。

### 2. 1 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言 (1) 昨年度要望事項のフォロー

#### 1) 振動試験機の使用プログラムの判定根拠見直し要望

現状、振動試験機を使用するためのプログラムは、貨物の規制パラメータである加振力の大小に関わらず 50kN 以上の該当貨物に使用できることを根拠に、加振力 50kN 未満の非該当貨物を輸出する際にも一律に外為令別表の 4 の項(1)(貨物等省令第 16 条第 1 項第五号)に該当と判定し、役務取引 許可を得て提供している。しかし、外為令別表 4 の項(1)を受けて貨物等省令第 16 条第 1 項の柱書では、「設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該の該当貨物の有する機能若しくは特性に到達し又はこれらを超えるために必要な技術」と規定されていることから、使用のプログラムについても加振力という貨物の規制パラメータに関与しているか否かで該非判定することが合理的であると考え、として、該非判定方法の見直しを 2023 年 1 月 11 日付け 2022 貿情セ調(経提)第 9 号にて要望した。

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会(航空宇宙分科会)＞

(結果)

今年度も航空宇宙分科会の WG で継続課題として検討し、2024 年 7 月 9 日に該非判定に係る質問状として再提出すると同時に面談を申し入れた。

### (2) 今年度の要望事項

#### 1) AG Control List(生物兵器製造装置関連)改定に向けてのご提案

昨年度と同様に政省令等の改正に直接繋がる AG Control List の改定提案を 11 月 15 日付けで経済産業省安全保障貿易国際室宛提出した。2003 年の政省令改正で従前のクロスフローろ過装置の規制要件である「滅菌をすることができるもの」が「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に改定された。規制条件に滅菌あるいは殺菌について記載があるのは、クロスフローろ過装置以外に、発酵槽、遠心分離機、凍結乾燥器、噴霧乾燥器の 4 アイテム、合計 5 アイテムが存在する。これらの中には諸外国と比較し、我が国企業がより厳格な規制を受け入れざるを得ぬもの、更には、外為法違反とされ社会問題にもなった事例も存在する。今般の AG Control List の改定提案は上記問題点を解決するものになると期待される。

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会(生物・化学兵器製造装置分科会)＞

## 2) 輸出令別表第1の5の項(5)の改正要望

5の項(5)では、「ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2の項の中欄に掲げるものを除く。)」とされているが、この条文にある「部分品若しくは附属品」は、WA原文には含まれていない。このため、これを削除して国際レジームとの整合を図る要望書を、2024年11月18日に経済産業省に提出した。

＜素材専門委員会(先端材料関連分科会)＞

## 3) 輸出令別1の4の項(25)および貨物等省令第3条第二十六号の改正要望

4の項(25)では、「音波(超音波を含む。以下同じ。)、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置」とされ、貨物等省令第3条第二十六号で規制対象を記述しているが、当該省令の条文はMTCRより規制対象が広く解釈されることから、MTCRを正確に反映した修正案について検討した。項目の変更を含む大幅な条文の修正となるため、経済産業省にもご案内して、先端材料関連分科会委員を主な対象としたステルス技術の勉強会を開催し、我が国法令とMTCR規制対象の比較について理解を深めた上で、ステルス技術を用いた材料、装置、試験装置の規制対象の明確化を図る要望書を、2025年2月25日に経済産業省に提出した。

＜素材専門委員会(先端材料関連分科会)＞

## 4) 輸出令別1の1の項(3)火薬類の「解釈」への除外規定追加要望

輸出令別表1の1の項(3)で規制される「火薬類」に含むとされているもののうち、火薬類取締法第2条第1項第二号ハの「ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル」が含まれている製品であって、個人使用のために小売り用に包装されているものについては、「解釈」に除外規定を追加し、許可不要と扱うのが適当とする要望書を、2025年1月10日に経済産業省に提出した。

また、政省令等の修正案に対して、各専門委員会(分科会)は積極的に意見を提出し、それら意見のいくつかは経済産業省によって採用され、政省令等、解釈に反映されている。

(資料0-1~0-4)

## 2. 2 企業の輸出管理の適正化・効率化に関する調査、検討並びに支援 —該非判定的確化・効率化のためのガイダンス等の作成

本年度リスト改正は、重要・新興技術関連貨物の追加および半導体製造装置（23 品目）の閾値等見直しの省令等改正（2024 年 7 月 8 日公布、9 月 8 日施行）が主なものであった。

国際レジームを反映する通常のリスト規制等の省令等改正は、重要・新興技術関連品目等に係る改正として 2025 年 1 月 31 日から 3 月 1 日までの期間でパブリックコメント募集が行われた。

リスト改正においては、各専門委員会、分科会は、パブリックコメントの段階から「パラメータシート」や「輸出管理品目ガイダンス」の改訂作業に着手した。2024 年 9 月 8 日施行に対応したパラメータシートは、電子版を 2024 年 8 月に公開し、印刷版は施行日に販売可能なように間に合わせた。

「輸出管理品目ガイダンス」は、2023 年 7 月施行、2024 年 2 月施行、および 2024 年 9 月 8 日施行に対応した改訂版（エレクトロニクス）を 2025 年 2 月に発刊した。2025 年 1 月 31 日にパブリックコメント募集開始された改正への対応も進めている。政省令等改正タイミングが不規則であったなかでも精力的に準備を進めている。

また、リスト改正部分を主体に、輸出者の理解・啓蒙を目的に分野別研修会を開催、分科会委員及び事務局が講師を務めた。

### (1) 「輸出管理品目ガイダンス」等の改訂状況

2023 年 7 月 23 日施行、2024 年 2 月 1 日施行、および 2024 年 9 月 8 日施行に対応したガイダンスを発行した。

- 1) <核・原子力関連資機材>（第 14 版）
- 2) <航空宇宙関連資機材>（第 13 版）
- 3) <エレクトロニクス>（第 20 版）

2025 年 1 月 31 日パブリックコメント募集開始に対応したガイダンスについても、来年度出版を目指して準備を開始した。

- 1) <核・原子力関連資機材>（第 15 版）
- 2) <航空宇宙関連資機材>（第 14 版）
- 3) <化学兵器製造装置関連資機材>（第 15 版）
- 4) <先端材料関連>（第 21 版）
- 5) <化学製剤原料関連>（第 11 版）
- 6) <材料加工>（第 18 版）
- 7) <エレクトロニクス>（第 21 版）
- 8) <通信・情報セキュリティ>（第 20 版）

### (2) パラメータシートの改訂状況

2024 年 9 月 8 日施行対応としてパラメータシート<エレクトロニクス><コンピュータ>電子版を 2024 年 9 月に発行した。

別表第2 化学品関連については、改正の都度（2024年9月10日施行対応として2024年9月、2025年1月10日施行対応として2025年1月、2025年2月18日施行対応として2025年2月）電子版を発行した。

2025年1月31日パブリックコメント募集開始に対応したパラメータシートについても、準備を開始した。

- 1) <先端材料関連>
- 2) <化学製剤原料関連>
- 3) <エレクトロニクス>
- 4) <コンピュータ>
- 5) <通信・情報セキュリティ>
- 6) <音響センサー・レーダー>
- 7) <別2 化学品関連>

### (3) 分野別研修会の実施

分野別研修会については、Web ライブ配信セミナーの形で開催した。開催の実績は下記のとおりである。委員及び賛助会員企業にお願いした講師と事務局で十全に準備を行い、いずれも好評であった。

	分 野	実施月
①	化学製剤・別表第2 化学品関連	2025年1月22日
②	先端材料	2025年2月6日
③	生物化学兵器製造装置関連	2025年2月13日

### (4) S T C-Expert 演習問題集（貨物・技術編）の問題集（改訂版）発行

2024年9月8日施行の省令等および2025年1月31日パブリックコメント募集開始の政省令等の反映や新規問題・解説の追加、内容の見直し等を進めた。

## 2. 3 国際レジームにおける貨物・技術の規制内容に関する調査、検討及び提言

各専門委員会では、輸出管理レジームの規制内容の検討を行ってきたが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が、輸出管理レジームの合意に影を落としているように思われる。たとえばワッセナーアレンジメントの2024年12月の合意リストは昨年につきエディトリアルなものが多いことが、その証左であろう。それでも各専門委員会では輸出管理レジームの規制内容の検討を行ってきている。

(以下、NSGは原子力供給国会合、AGはオーストラリアグループ、WAはワッセナーアレンジメントを指す。)

今年度に検討や提案をしたものは以下のとおりである。

- ① NSG (2の項) の検討
- ② AG (3の項、3の2の項) の検討
- ③ MTCR (4の項) の検討
- ④ WA カテゴリ 9 の検討

### <ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>

- ⑤ NSG (2の項) の検討
- ⑥ AG (3の項、3の2の項) の検討
- ⑦ MTCR (4の項) の検討
- ⑧ WA カテゴリ 1 の検討

### <素材専門委員会>

- ⑨ NSG (2の項) の検討
- ⑩ WA カテゴリ 2 の検討

### <材料加工専門委員会>

- ⑪ WA カテゴリ 3 の検討

### <エレクトロニクス専門委員会>

- ⑫ WA カテゴリ 4、5 の検討

### <情報通信専門委員会>

- ⑬ WA カテゴリ 6、7 の検討

### <センサー・レーザー・航法専門委員会>

来期の状況も現段階では見通せないが、いずれにしてもどのような状況になっても即応できる態勢は整備しておきたい。

## 2. 4 大量破壊兵器、通常兵器等関連物資の技術と応用面の調査、分析、海外における技術動向の調査

### (1) 見学研修会

例年行っていた自衛隊等の見学研修会は、コロナ禍にあつて 2020 年度、2021 年度と中止、2022 年度は日帰りでの開催であり、2023 年度にコロナ禍以前の一泊二日のスタイルで開催された。今年度も昨年に続き、一泊二日見学研修会を開催した。

#### ① 開催時期

11 月 28 日(木)～11 月 29 日(金)

#### ② 訪問先

空自小松基地、小松駅前こまつの杜、石川県立航空プラザ、(株)小松製作所粟津工場  
**<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>**  
**<素材専門委員会>**

### (2) 勉強会・他分科会との連携

#### 1) 勉強会・見学会

##### ① フォトマスクの講演会

エレクトロニクス専門委員会委員を対象としたフォトマスクの講演会を、2024 年 11 月 25 日に開催した。

**<エレクトロニクス専門委員会（半導体製造装置・材料分科会）>**

##### ② 量子コンピュータの最新技術動向の調査

昨年度まで専門家による講演会を実施（2019 年度、2020 年度、2022 年度）することで、量子コンピュータの最新動向と今後について理解を深め準備を進めてきた。WA2023 の合意事項には「量子コンピュータ」の規制追加はなかったが、技術的議論が成熟した品目として、2024 年 9 月 8 日の省令等改正において、「量子計算機」に関する貨物・技術が新たに規制追加されることとなったことから、さらに理解を深めるべく、2025 年 1 月 9 日、日本 IBM（株）新川崎事業所にて量子コンピュータの見学会を実施した。

**<情報通信専門委員会（コンピュータ分科会）>**

##### ③ 「AI」に関する情報収集、意見交換

「AI」関連の品目については規制強化の方向であり、規制の背景や今後の動向を把握する為、2025 年 2 月 6 日「AI と輸出管理」に関する講演会、意見交換会を実施した。

**<情報通信専門委員会（コンピュータ分科会）>**

**<制度専門委員会（役務分科会）>**

##### ④ 生物兵器開発転用が懸念される先進生命科学技術についての勉強会

2024 年 7 月 17 日に開催の第 2 回生物化学兵器製造装置分科会の前半 1 時間に下記両

分科会所属委員及び CISTEC 役職員を対象に、国立感染症研究所、四ノ宮客員研究員による題記勉強会を実施した。

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会（生物化学兵器製造装置分科会）＞  
＜素材専門委員会（化学製剤・生物系材料分科会）＞

## 2) 他分科会との連携

2024年9月8日施行省令等改正で新規追加となった貨物等省令第6条第一号カの規制に関して、規制内容の解釈についての意見交換・情報共有を行った。

＜エレクトロニクス専門委員会（半導体集積回路分科会）＞  
＜情報通信専門委員会（コンピュータ分科会）＞

## 3. 今後の課題

- (1) 提言要望事項のフォローアップ
- (2) リスト規制品目、解釈等の緩和、合理化検討、提言
- (3) 法令改正に対応したガイダンス、パラメータシート等の改訂、充実及び分野別研修会の実施
- (4) 大量破壊兵器等の技術と応用面の調査、海外における技術動向調査

(第2回貨物部会 2025年3月3日)

